

第1回 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会 第1回 東 毛交通圏タクシー準特定地域協議会

令和8年3月3日（水）
14：00～
交通運輸会館2階第二研修室

1. 開 会

【小島専務】

定刻となりましたが、開催の前に一点、本協議会の経緯について御説明をさせていただきます。

当協議会の設立根拠となっております、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、中・西毛交通圏及び東毛交通圏が、「準特定地域」として指定されていたところ、令和6年10月1日に同交通圏は「準特定地域」の指定の解除を受けたため、同日付けで本協議会も解散しました。

しかしながら、令和7年10月1日に「準特定地域」の再指定を受けたため、今回を第1回と位置づけ、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会として、合同会議を開催するものです。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

申し遅れましたが、私は、群馬県タクシー協会の専務理事を務めております、小島でございます。進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

<資 料>

資料1 タクシー特措法等について

資料2-1 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

資料2-2 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

参考資料1 準特定地域の指定基準等について

参考資料2 準特定地域における適正と考えられる車両数について

参考資料3 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について

参考資料4 特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン
資料No.はございませんが、1枚ものA4横で「協議会の今後のスケジュール案」

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方から自己紹介を頂戴したいと思えます。お手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』と併せてご確認ください。

なお、構成員については、後ほど設置要綱で協議をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、佐羽様から「時計回り」でお願いいたします。

－各構成員自己紹介－

① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法について

【小島専務】

それでは、協議に入る前に、今一度、タクシー特措法等について、ご説明を致します。

なお、本協議会の開催にあたりまして、オブザーバーとして運輸行政担当者である群馬運輸支局に出席いただいております。改正法等の御説明につきましては群馬運輸支局西川運輸企画専門官よりお願いいたします。

【西川運輸企画専門官】

群馬運輸支局の西川です。今、事務局から話がありましたとおり、資料1『タクシー特措法等について』説明いたします。

－西川説明－

【小島専務】

ありがとうございました。

今、説明のとおり、準特定地域協議会として、本日第1回の協議会を開催した次第であります。

続きまして、議事に入ります。各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱につきまして、引き続き事務局より説明させていただきます。

2. 議 事

① 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の制定について

【小島専務】

それではまず、資料2-1『中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱』をお手元をお願いします。

基本的には国土交通省において示されている 参考資料4『特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン』に基づく内容となります。

具体的には、

・ 第3条（実施事項）

本協議会における実施事項として、（1）準特定地域計画の作成、（2）準特定地域の実施に係る連絡調整、（3）準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する必要な協議などを記載しており、これらは、参考資料4『特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン』3.（1）～（3）の内容を反映させたものであります。

・ 第4条（協議会の構成員）

（1）関係地方公共団体の長、（2）タクシー事業者等、（3）労働組合等、（4）地域住民の代表、（5）学識経験者、（6）その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者、（7）その他協議会が必要と認める者を記載しており、これらは、『ガイドライン』4.（1）に基づき記載しております。

・ 第5条（協議会の運営）

『ガイドライン』に規定の各項目や趣旨を配慮し運営手法を記載しております。

また、資料2-2『東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱』についても同様の内容としており、両協議会における構成員案については添付のとおり、本日ご出席の皆様としております。

なお、本日欠席の構成員の皆様からは、本件及び本日の議事につきましては、会長あてに委任をして頂いていることを申し添えます。

【小島専務】

それでは、ただいまご覧いただきました、両協議会の設置要綱並びに構成員について、皆様にお諮りしたいと思います。異議はございませんでしょうか。

【高崎市真藤課長】

質問よろしいでしょうか。設置要綱の中にあります第1条についてですが、埼玉県という文言がありますがご説明頂けますでしょうか。

【小島専務】

この件に関しましては埼玉県にございます神川町が群馬県中・西毛交通圏に該当しております。ですので、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏という文言となっております。

【高崎市真藤課長】

分かりました。ありがとうございました。

【小島専務】

他に何かご質問ございますか。

「異議なし」

【小島専務】

ありがとうございました。本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席をいただいておりますので、ただ今ご承認をいただきました各交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15項に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

② 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会会長及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会会長の選任について

【小島専務】

次に協議会の会長につきまして、ただいまご承認いただきました設置要綱に基づき会長の互選をお願いします。

事務局提案と致しまして、両協議会の会長につきましては、関東運輸局地域公共交通マイスターであります佐羽宏之様をお願いしたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

「異議なし」

【小島専務】

ありがとうございました。

それでは早速ですが、佐羽会長より一言ご挨拶をお願い致します。

【佐羽会長】

はい、ただいま会長のご指名を頂きました関東運輸局地域公共交通マイスターを拝命しております、佐羽宏之と申します。皆様、地域公共マイスターという言葉は耳なじみがあり無いかと思います。これにつきましては、平成 23 年関東運輸局より任命が開始された制度になります。各地域において公共交通の利用者である市民の方へ公共交通の重要性を伝える事、地域公共交通の維持であったり、利便性の向上・活性化に向けての取り組みを行う中心となる人物を任命するという事で開始されました。

長らく市民の立場で地域公共交通の応援活動を行っており平成 24 年度に任命となった次第でございます。タクシー事業につきましては、これまで利用者から公共交通として認識をされないという事もございましたが、今では地域の交通手段として様々な役割を担っているのではないかと思います。今回群馬県タクシー協会様より協議会への参加についてお声がけを頂きました。また、会長という重要な役割を拝命致しました。法律が制定されてからだいぶ時間が立っておりますので、現在の状況はかなり変化していると思います。

タクシーが、さらに地域の重要な交通手段として認識されるよう、皆様と一緒に取り組んで参りますので、宜しくお願い致します。

③ 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局長及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局長の指名について

【小島専務】

続きまして、事務局長の指名につきまして、設置要綱に基づき、会長より指名することとなっております。それでは佐羽会長より改めて事務局長のご指名をいただきたいと思っております。宜しくお願い致します。

【佐羽会長】

群馬県タクシー協会の清水会長を事務局長に指名させていただきますので、宜しくお願い致します。

【小島専務】

それでは清水事務局長より一言ご挨拶をお願い致します。

【清水事務局長】

はい、皆様大変お世話になります。事務局長という事でタクシー協会会長の清水が務めさせて頂きます。皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まり頂き、当協議会へご参加して頂きましてありがとうございます。また、佐羽様につきましては会長という事で協議会を引っ張って頂く事、大変感謝しております。

この協議会の設置についてですが、タクシー業界が大変厳しい状況である事、またタクシー乗務員も不足しているという事で特措法というものがございます。先ほど説明があった通りでございます。皆様からお知恵を拝借いたしまして、タクシー業界がより良くなります様にご協力頂きまして、利用者の方の交通利便が良くなる様、努力致しますので宜しくお願い致します。

【小島専務】

ありがとうございました。本日は、設置要綱の承認及び会長の選任についてご審議いただき、事務局長の指名を実施いたしました。予定している議事については終了しますので、その他事項に移ります。

3. その他

【小島専務】

事務局から今後のスケジュールについてご案内いたします。

－小島説明－

【小島専務】

その他、構成員の皆様から連絡事項等はございませんでしょうか。

「特になし」

【小島専務】

以上を持ちまして、第1回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会、東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を閉会致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

引き続きよろしくお願い申し上げます。

4. 閉会

以上